

岡谷市防災・減災基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 自助（第4条・第5条）

第3章 互助（第6条・第7条）

第4章 共助（第8条・第9条）

第5章 公助（第10条－第19条）

第6章 伝承（第20条）

附則

平成18年7月19日に発生した豪雨災害は、一瞬にして尊い市民の命を奪い、建物の損壊、浸水などにより、市民の生命や財産に甚大な被害をもたらし、岡谷市にとって過去に経験したことのない未曾有の災害となりました。

この災害の経験から、私たちは、災害から市民の生命と財産を守り、安全安心な暮らしを確保するために、災害に強いまちづくりの実現に向けて全力で取り組まなければならないとの決意を新たにするとともに、行政だけによる災害対応には限界があり、自らの身は自ら守る「自助」、向こう三軒両隣が自発的に助け合う「互助」、自分たちの地域は自分たちで守り地域のみんなでともに支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の考え方を基本とし、防災・減災に取り組むことの重要性を再認識いたしました。

この災害から10年目の大きな節目を契機に、災害の記憶を風化させることなく、災害の経験から得られた教訓及び知識を、地域や世代を越えて後世に伝えていくことが私たちの使命であると強く感じています。

市制施行80周年を迎えた岡谷市は、今後も、市民、事業者及び市がそれぞれの責務や役割を十分理解し、お互いが連携し、協力し合いながら、より高い防災・減災に対する意識の醸成を図ることにより、まちの熟度を高め、災害に強い安全で安心なまちづくりを目指してこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者及び市の災害対策における責務や役割を明確にするとと

もに、防災・減災、応急措置、復旧及び復興に係る基本的事項を定めることにより、災害に対する備えを充実強化し、災害に強い安全で安心して暮らせるまちの実現を目指すこととする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び被害を最小限にとどめることをいう。
- (3) 市民 市内に居住する者又は市外からの通勤者、通学者等市内における滞在者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (5) 避難行動要支援者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (6) 自主防災組織 行政区（以下「区」という。）又は事業所等を単位とし、自らの地域や職場を自ら守るため、日頃から地域住民とともに防災・減災活動に取り組む組織をいう。
- (7) 避難支援等関係者 消防、警察、区、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会その他避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる者をいう。
- (8) 防災関係機関 消防、警察、自衛隊その他防災に關係する機関をいう。

(基本理念)

第3条 防災・減災は、自らの身は自ら守る「自助」、近隣世帯が自発的に助け合う「互助」、地域においてともに支え合う「共助」、行政が市民を支援する「公助」の考え方に基づき、市民、事業者及び市がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携及び協働することを理念として行うものとする。

第2章 自助

(市民の責務)

第4条 市民は、災害が発生した場合において、自己及び家族等の安全の確保に努めるとともに、地域の防災訓練に積極的に参加するなど、平常時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

- 2 市民は、災害時に必要な生活物資を備蓄するよう努めなければならない。
- 3 市民は、地震に備え、建物等の耐震化、家具等の転倒防止等の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市民は、災害等に関わる情報の取得及び伝達手段、家族等との避難及び安否情報の連絡方法、身辺の危険箇所、避難所、避難経路及び避難方法の確認に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、災害が発生した場合において、従業員及び来訪者（以下「従業員等」という。）の安全を確保するとともに、平常時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

- 2 事業者は、従業員等の避難に必要な研修、訓練等を実施するとともに、従業員等の安全確認手段の確保に努めなければならない。
- 3 事業者は、災害等に関わる情報の取得、伝達手段の確認及び従業員等への周知、事業所周辺の危険箇所、避難所、避難経路及び避難方法の確認並びにそれらの従業員等への周知に努めなければならない。
- 4 事業者は、事業活動の迅速な回復を図るため、事業継続計画等の災害時に必要となる備えをするよう努めなければならない。

第3章 互助

(市民及び事業者の責務)

第6条 市民及び事業者は、災害発生時に地域とりわけ近隣世帯の住民が助け合えるよう、普段から顔の見える関係づくりに心掛けるなど、近隣世帯間の相互協力関係の構築に努めなければならない。

- 2 市民及び事業者は、互いの生命と財産を災害から守るため、自主防災組織の編成に協力するとともに、地域のコミュニティづくりの活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 市民及び事業者は、災害発生時において近隣世帯の住民同士の円滑な避難及び負傷者の救護に努めなければならない。

(避難行動要支援者の支援)

第7条 市民及び事業者は、避難行動要支援者の安全が確保されるよう、市及び区の自主防災組織と協力して避難行動要支援者の支援に努めなければならない。

2 避難行動要支援者及び避難支援等関係者は、避難が迅速かつ的確に行えるよう、区及び近隣世帯と普段からのコミュニケーションに心掛けるよう努めなければならない。

第4章 共助

(市民及び事業者の責務)

第8条 市民及び事業者は、自主防災組織を編成し、災害時における相互の協力体制をあらかじめ築いておくよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、互助及び共助のため、地域コミュニティの醸成に努めなければならない。

3 市民、事業者及び自主防災組織は、災害が発生した場合、自己及び家族等又は従業員等の安全を確保した上で、初期消火、救助及び被害情報の通報などを適切に行い、市が行う応急対策に協力するよう努めなければならない。

4 市民、事業者及び自主防災組織は、災害発生後における災害復旧の推進及び支援活動に協力するよう努めなければならない。

(避難行動要支援者の支援体制整備)

第9条 区の自主防災組織は、避難行動要支援者の安全が確保されるよう、市と協力して避難支援体制の整備に努めなければならない。

2 区の自主防災組織は、避難行動要支援者の避難支援が迅速かつ的確に行えるよう、避難支援等関係者との連携を図るものとする。

第5章 公助

(市の責務)

第10条 市は、市民の生命と財産を災害から守り、その安全を確保するため、防災・減災及び応急の措置のために必要な災害対策を講ずるとともに、地域防災体制の整備を効率的かつ効果的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者と連携協力して防災・減災対策を実施するとともに、自助、互助及び共助による防災・減災対策活動を支援しなければならない。

3 市は、市の職員に対し、災害から得られた経験を継承していくとともに、防災・減災に関する知識の習得及び技術の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 市は、防災・減災対策を推進するため、常に国、県その他地方公共団体及び防災関係機

関との連携に努めなければならない。

- 5 市は、災害発生時における協力の要請を迅速かつ円滑に行えるようするため、他の地方公共団体、その他公共団体、公共的団体及び事業者等に対し、あらかじめ防災・減災に係る協定を締結するものとする。
- 6 市は、災害に関する正確な情報を迅速かつ確実に収集し、市民、事業者その他関係者に迅速かつ的確に伝達しなければならない。

(区との連携)

第11条 市は、災害時における自助、互助、共助の基盤となる区及び各区の自主防災組織との密接な連携協力を図り、地域の総合的な力をもって住民の安全確保に努めなければならない。

- 2 市は、災害の発生した区等との的確な情報の共有に努めなければならない。

(自主防災組織の育成及び支援)

第12条 市は、自主防災組織の育成に努めるとともに、自主防災組織の活動が円滑に行われるよう、必要な助成及び研修の実施に努めなければならない。

(避難行動要支援者の避難支援体制整備)

第13条 市は、避難行動要支援者に対する情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、避難支援体制の整備に努めなければならない。

- 2 市は、避難行動要支援者に係る個人情報について、災害時など特に緊急かつやむを得ない場合は、岡谷市地域防災計画に基づき、避難支援等関係者に提供し、必要な個人情報を共有することができる。
- 3 市及び前項に規定する個人情報の提供を受けた者は、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

(ボランティア団体等との連携)

第14条 市は、災害時においてボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、あらかじめボランティア団体その他関係機関と連携体制の確立に努めなければならない。

(被災者情報の管理)

第15条 市は、被災者が自立した生活を送るための支援が円滑に行われるよう、被災者情報の管理体制の整備に努めなければならない。

- 2 市は、被災者に係る個人情報を適正に管理しなければならない。

(応急体制の確立)

第16条 市は、災害時において、市民、事業者及び区の協力を得て、国、県その他地方公共団体及び防災関係機関と連携し、一体となって、直ちに応急対策を行うための体制を確立し、避難所の開設、災害情報等の収集及び伝達体制の整備並びに応急医療体制の整備等、必要な措置を講じなければならない。

(復旧及び復興体制の確立)

第17条 市は、災害により市内に被害が発生したときは、国、県その他地方公共団体及び防災関係機関と連携協力し、岡谷市災害対策本部を中心とする復旧及び復興体制を確立しなければならない。

(防災訓練等の実施)

第18条 市は、国、県、防災関係機関及び避難支援等関係者と連携を図り、地域の特性に応じた実践的な防災訓練を積極的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者が、災害に備え、前項の防災訓練に積極的に参加するよう啓発に努めなければならない。

(防災・減災の啓発)

第19条 市は、市民及び事業者に対し、自助、互助及び共助の意識の高揚を図るため、防災・減災に関する啓発活動を推進するものとする。

2 市は、保育園（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を含む。）、幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園を含む。）、小学校及び中学校等において、未就学児、児童及び生徒等の成長に応じた防災・減災に関する知識、技術及び災害発生時において適切に行動する力、命を守る力を身に付けることができるよう、防災・減災に関する教育を推進するものとする。

第6章 伝承

(災害の伝承)

第20条 市は、平成18年7月19日の豪雨災害の記憶を風化させることなく、防災・減災に対する意識の醸成を図るものとする。

2 市民、事業者及び市は、岡谷市防災の日（平成23年岡谷市告示第86号）である7月19日をはじめとしてあらゆる機会において、災害の経験から得られた教訓及び知識を後世に伝え、今後起こり得る災害に備えるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。